

■ 一般競争入札による市有地売払要領 ■

金沢市が所有する土地を「一般競争入札による市有地売払要領」により、一般競争入札で売払いします。
購入価格を競争し、市が公表した最低売却価格以上で一番高い価格で入札された方が購入できます。

1 売払い物件

物件番号	所在地	地目	面積 (m ²)	用途地域等	建ぺい率 容積率	最低売却価格
1号 物件	瓢箪町619番2	宅地	76.65	商業地域 18m 高度地区	80% 400%	713万円
合計			76.65			713万円

※ 物件の詳細については、物件調書を必ず確認してください。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 一般競争入札参加者の資格

次の項目に該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 市有地売払いに係る一般競争入札又はその契約において、次の（ア）から（カ）までの一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないものの。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

（ア）契約の履行に当たり、不正な行為をした者

（イ）競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）（ア）から（オ）までの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（イ）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 公有財産に関する事務に従事する本市職員

(2) 一般競争入札参加申込みに必要な書類

ア 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申込者」という。）は、本市が交付する入札参加申込書を提出してください。

イ 入札参加申込書に添付する書類は、個人にあっては、本籍地の市区町村長が交付する身分証明書及び暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書です。

また、法人にあっては、商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書（入札参加申込書は印鑑証明書登録の印を押印してください。）及び暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書です。

ウ 入札参加申込者が当該契約を締結する能力を有しない場合には、成年後見人等の同意書又は代理する旨を明示した書類を提出してください。

(3) 入札参加申込書の交付の期間及び受付の期間等に関する事項

ア 交付及び受付の期間

令和7年12月9日（火）から12月24日（水）までです。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）

第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）は除きます。

イ 交付及び受付の時間

午前9時00分から午後5時45分までとします。

ウ 交付及び受付の場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎 3階 総務局総務課

エ 売買契約は、入札参加申込書の申込人欄に記載された方と本市との間で締結することとなりますのでご注意ください。

(4) 入札参加者の決定の通知

受付の期間中に提出された入札参加申込書を審査し、入札参加資格者に該当するか否かを決定し、その旨を令和8年1月21日（水）までに当該入札参加申込書を提出した者に通知します。

3 お問い合わせ先

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎 3階 総務局総務課

電話 076-220-2092

4 現地案内

現地案内は、いたしません。

5 入札及び開札の執行の場所及び日時

(1) 場所

金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二本庁舎 2階 2202会議室

(2) 日時

令和8年1月27日（火） 午前10時30分

(3) 開札

入札の締切後、直ちに開札します。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上

げ) に相当する金額を現金又は銀行振出小切手等で納入しなければなりません。銀行振出小切手等は300万円以内のものに限ります。なお、入札保証金を返還する場合には利子を付しません。また、入札保証金が最低売却価格の100分の5（1円未満切上げ）に満たない場合は、入札に参加できません。

※ 銀行振出小切手等

入札保証金、契約保証金及び売買契約締結と同時に納付する売買代金は、現金のほか、銀行振出小切手や郵便普通為替証書でも支払うことができます。

- ① 銀行小切手で支払われる場合は、次の条件を備えていることが必要です。
 - ア 銀行、信用金庫等の金融機関が振り出した小切手であること。
 - イ 金額は過不足のない同額面であること。
 - ウ 振出日から1週間以内であること。
- ② 郵便普通為替証書で支払われる場合は、次のような為替証書であることが必要です。
 - ア 払渡郵便局及び受取人を指定しないものであること。
 - イ 為替証書の券面額は、過不足のない同額面であること。

(2) 入札保証金の納付の免除

入札保証金は、入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、その全部又は一部の納付を免除することができます。

(3) 入札保証金の還付

落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する際に還付します。落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後直ちに入札保証金受領書と引換えに還付します。還付する際、入札保証金領収書貼付用の200円の収入印紙が必要となりますのでご持参ください。

ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しないものの場合は、収入印紙の貼付は不要です。

7 入札書等の提出

- (1) 入札参加申込者は、入札当日、本市が交付する入札書を作成し、押印の上、封かんし、封書に自己の氏名及び入札に付する事項を表記し、所定の日時に入札箱に投函してください。
- (2) 6の入札保証金等は、入札書投函前に総務課の係員に提出し、入札保証金受領書を受領してください。
- (3) 入札参加申込者の代理人が入札しようとする場合は、入札書投函前に委任状を総務課の係員に提出してください。

(4) 一度投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 入札の延期又は中止

天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合にあっては、直ちにその旨を入札参加申込者に連絡します。

9 入札に関する無効事項

(1) 入札行為に係るもの

- ア 入札参加資格者の資格を有しない者の入札
- イ 入札執行開始の時間までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
- ウ 入札執行開始の時間までに入札執行の場所に到着しない者の入札
- エ 郵便又は電信による入札
- オ 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- カ 委任状を持参しない代理人の入札
- キ 二人以上の入札者の代理をした者の入札
- ク 連合した入札者の入札
- ケ 最低売却価格に達しない入札
- コ その他入札に関する事項に違反した入札

(2) 入札書に係るもの

- ア 所定の入札書を用いていない入札書
- イ 入札金額、入札物件の表示、記名又は押印のない入札書
- ウ 入札金額を訂正した入札書
- エ 提出した入札書に必要な記載事項が誤脱し、又は不明確な入札書

10 開札

開札は、入札者の面前で行うものとします。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、本市の指定した者を立会いさせて開札します。この場合は、異議の申立てはできません。

11 落札者の決定及び取消し

(1) 開札の結果、落札者は、最低売却価格以上の最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(2) 落札者が本市の指定する日時までに売買契約を締結する意思のないことを表明したとき、又は契約を締結しないときは、落札者とする旨の決定を取り消します。この場合、落札者とする旨の決定を取り消された者が納付した入札保証金は、本市に帰属します。

12 売買契約の締結等

(1) 落札者の方には、落札後、速やかに「市有財産売払申請書」を提出していただきます（市有財産売払申請書は、入札後、落札者に交付します。）。落札者は、落札決定の日から起算して20日以内に売買契約を締結するものとします。

(2) 売買契約の締結は、落札決定の日から起算して20日以内に行います。期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、入札保証金は、本市に帰属することになりますのでご注意ください。

(3) 売買契約書（案）は、別添のとおりです。

① 売買代金の支払方法が下記13の（1）の場合 …（P10～P13）

② 売買代金の支払方法が下記13の（2）の場合 …（P14～P17）

13 売買代金の支払方法

支払の方法は、次の（1）又は（2）のいずれかを選択していただきます。市有財産売払申請書を提出する際に必ずお申し出ください。

（1）売買契約締結と同時に売買代金全額（入札保証金との差額）を納付する方法

入札日に納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、売買代金と入札保証金の差額をご用意ください。

※ 売買代金と入札保証金の差額は、現金又は銀行振出小切手等（銀行振出小切手等は300万円以内に限る。）（P23参照）により納付してください。

（2）売買契約締結の日の翌日から起算して30日以内に納入通知書により売買代金全額（契約保証金との差額）を納付する方法

まず、売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上（1円未満切上げ）を納付していただきます。入札日に納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、契約保証金と入札保証金の差額をご用意ください。

次に、売買契約締結の日の翌日から起算して30日以内（期限が日曜日、土曜日及び祝日の場合はその直前の平日まで）に本市が発行する納入通知書により売買代金を納付していただきます。その場合も、売買契約締結時に納付された契約保証金を売買代金に充当することができますので、売買代金と契約保証金の差額を納付していただけます。

ことになります。

なお、売買契約締結の日の翌日から起算して30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は本市に帰属することになりますのでご注意ください。

※ 契約保証金は、現金又は銀行振出小切手等（銀行振出小切手等は300万円以内に限る。）（P 23 参照）により納付してください。

※ 売買代金の分割納付はできません。

14 契約に付す条件

- (1) 落札者は、売買契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
- (2) 落札者は、売買契約締結の日から5年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残りの期間について、(1)に定める用途の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して(1)の定めに反する用に供させないようにしなければなりません。
- (3) 落札者は、売買物件を、法第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者の事務所又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の観察処分を受けた団体の事務所等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
- (4) 落札者は、売買物件の使用に当たっては、本市のまちづくりに関する条例及びこれに基づく協定を遵守しなければなりません。
- (5) (1)の特約の履行状況を確認するため、本市に対し、隨時、登記事項証明書等の提出及び実地調査等に協力しなければなりません。
- (6) (1)に違反した場合は売買代金の3割、(5)に違反した場合は売買代金の1割を違約金として本市に支払わなければなりません。

15 所有权の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、売買物件を引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記の嘱託は、売買物件を引き渡した後、本市が行います。

(3) 売買契約書（本市の保管用1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。

16 契約の解除

契約者が正当な理由がなく、売買契約に定める義務を履行しないとき、又は契約者が2（1）ウのいずれかに該当するときは、当該契約を解除し、売買物件を返還させることができます。また、契約者が2（1）ウのいずれかに該当したことにより契約が解除された場合においては、契約者は、売買代金の1割に相当する額を違約金として本市に支払わなければなりません。

17 損害賠償

契約者が正当な理由がなく、売買契約に定める義務を履行しないことにより、契約を解除した場合において、本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として徴収します。

18 規定の適用

前各項に定めるもののほか、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）及び金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の定めるところによります。

19 契約内容の公開

契約締結後、問合せがあった場合、契約者の氏名又は法人名、契約金額を公開します。

＜参考＞

まちづくりに関する条例

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 1 金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例 | 都市計画課 | 076-220-2351 |
| 2 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例 | 都市計画課 | 076-220-2351 |
| 3 金沢市における土地利用の適正化に関する条例 | 都市計画課 | 076-220-2351 |
| 4 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例 | 景観政策課 | 076-220-2364 |
| 5 金沢市こまちなみ保存条例 | 歴史都市推進課 | 076-220-2208 |
| 6 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例 | 歴史都市推進課 | 076-220-2208 |
| 7 金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例 | 歴史都市推進課 | 076-220-2208 |
| 8 金沢市用水保全条例 | 歴史都市推進課 | 076-220-2208 |
| 9 金沢市斜面緑地保全条例 | 景観政策課 | 076-220-2364 |
| 10 金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例 | 緑と花の課 | 076-220-2356 |
| 11 金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例 | 景観政策課 | 076-220-2364 |
| 12 金沢市屋外広告物等に関する条例 | 景観政策課 | 076-220-2364 |
| 13 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例 | 市街地再生課 | 076-220-2675 |
| 14 金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例 | 交通政策課 | 076-220-2038 |
| 15 金沢市定住の促進に関する条例 | 住宅政策課 | 076-220-2333 |
| 16 金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例 | 商工労働課 | 076-220-2193 |
| 17 金沢駅西地区金沢駅港線地区計画区域における魅力ある街なみの形成の促進に関する条例 | 企画調整課 | 076-220-2031 |
| 18 金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例 | 交通政策課 | 076-220-2038 |
| 19 犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例 | 景観政策課 | 076-220-2364 |

など

【代金即納：契約保証金なし】

市有財産売買契約書

売扱人 金沢市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次の財産（以下「売買物件」という。）を乙に売扱うものとする。

所在地	地目	面積	摘要

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払）

第3条 乙は、売買代金として本契約締結と同時に金 円を、甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。

（登記嘱託請求）

第4条 乙は、本契約締結の際に甲に対し、登記に必要な書類を添えて所有権移転登記を請求するものとする。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引渡しがあったものとする。

（禁止用途等）

第7条 乙は、本契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、本契約締結の日から5年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の用途の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する用に供させてはならない。

3 乙は、本契約締結の日から、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者の事務所又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の觀察処分を受けた団体の事務所等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

4 乙は、本契約締結の日から、売買物件の使用に当たっては、金沢市のまちづくりに関する条例及びこれに基づく協定を遵守しなければならない。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えて、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき、又は天災地変その他不可抗力により生じた事由によるものであるときは、乙は、修補請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 乙が本契約締結時に前項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

(実地調査等)

第10条 乙は、第7条第1項及び同条第3項に定める禁止用途に関し、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、正当な理由なく前項に定める報告の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第7条第1項及び同条第3項に定める義務に違反したときは、売買代金の3割を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前条第2項に定める義務に違反して報告を怠ったときは、売買代金の1割を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前2項に定める違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、売買代金の1割に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（返還金等）

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務等）

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に定める違約金又は第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第18条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（規定の適用）

第19条 本契約に定めるもののほか、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）及び金沢市

契約規則（平成15年規則第1号）の定めるところによる。

（裁判管轄）

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、金沢市を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売扱人（甲） 住所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市
氏名 金沢市長

買受人（乙） 住所

氏名

【契約保証金あり】

市有財産売買契約書

売扱人 金沢市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次の財産（以下「売買物件」という。）を乙に売扱うものとする。

所在地	地目	面積	摘要

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は本契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当する。
- 3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、契約締結の日の翌日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（登記嘱託請求）

第5条 乙は、本契約締結の際に甲に対し、登記に必要な書類を添えて所有権移転登記を請求するものとする。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引渡しがあったものとする。

（禁止用途等）

第8条 乙は、本契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- 2 乙は、本契約締結の日から5年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の用途の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する用に供させてはならない。
- 3 乙は、本契約締結の日から、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者の事務所又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の観察処分を受けた団体の事務所等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。
- 4 乙は、本契約締結の日から、売買物件の使用に当たっては、金沢市のまちづくりに関する条例及びこれに基づく協定を遵守しなければならない。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えて、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき、又は天災地変その他不可抗力により生じた事由によるものであるときは、乙は、修補請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 乙が本契約締結時に前項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

（実地調査等）

第11条 乙は、第8条第1項及び同条第3項に定める禁止用途に関し、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める報告の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第8条第1項及び同条第3項に定める義務に違反したときは、売買代金の3割を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第2項に定める義務に違反して報告を怠ったときは、売買代金の1割を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項に定める違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、売買代金の1割に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務等)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める違約金又は第15条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関する必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第19条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(規定の適用)

第20条 本契約に定めるもののほか、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）及び金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の定めるところによる。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、金沢市を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売扱人（甲） 住所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市
氏名 金沢市長

買受人（乙） 住所

氏名

記載例 1 (申込人が申込みする場合)

市有財産競争入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 金沢市長

申込人	住 所	金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号
	電話番号	076-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏 名	金沢 太郎 印※
	職 業	自営業

※法人の場合は実印

代理人	住 所
	電話番号
	氏 名
	職 業

下記市有地の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加を
申し込みます。

記

1. 申込物件 物 件 : **〇〇号物件**

所 在 : **金沢市〇〇町〇丁目〇〇番〇**

数 量 : **〇〇〇. 〇〇m²**

2. 添付書類 個人 (身分証明書、暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書)
法人 (商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、暴力団排除に関する
誓約書兼照会承諾書)

(ゴシック部分を記入してください。)

記載例 2

(代理人が申込みする場合)

市有財産競争入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 金沢市長

申込人	住 所	金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号
	電話番号	076-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏 名	金沢 太郎 印※
	職 業	自営業
		<u>※法人の場合は実印</u>
代理人	住 所	金沢市大手町〇〇番〇号
	電話番号	076-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏 名	金沢 一郎 印
	職 業	不動産業

下記市有地の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加を申し込みます。

記

1. 申込物件 物 件 : 〇〇号物件

所 在 : 金沢市〇〇町〇丁目〇〇番〇

数 量 : 〇〇〇. 〇〇m²

2. 添付書類 個人 (身分証明書、暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書)
法人 (商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書)

(ゴシック部分を記入してください。)

記載例

(代理人が入札に参加する場合、必要となります)

委 任 状

代理人 住 所 金沢市大手町〇〇番〇号

氏 名 金沢 一郎 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月9日付け市有財産売扱公告にかかる市有財産（金沢市〇〇町〇丁目〇〇番〇に所在する土地及びその定着物）の一般競争入札に参加すること及びこれに付随する権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札者 住 所 金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号

(申込人) 氏 名 金沢 太郎 印※
※入札参加申込書と同印

(ゴシック部分を記入してください。)

記載例

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないことを誓約します。

また、下記の役員等名簿に記載した者が暴力団関係者ではないことを、石川県警察に照会することを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）金沢市長

所在地	金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号
商号又は名称	〇〇〇〇株式会社
代表者職氏名	代表取締役 金沢 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の役員等名簿（代表者を含む。）

氏名（カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別	役職	住所
		年号	年	月	日			
カナザワ タロウ	金沢 太郎	S	〇〇	〇〇	〇〇	M	代表取締役	金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号
カナザワ イチロウ	金沢 一郎	S	〇〇	〇〇	〇〇	M	取締役	金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号
カナザワ ハナコ	金沢 花子	S	〇〇	〇〇	〇〇	F	支店長	金沢市広坂〇丁目〇〇番〇号

（ゴシック部分を記入してください。）

【備考】

- 1 本書類に記載された、氏名、生年月日等の全ての個人情報は、暴力団関係者の有無の確認のみに使用し、その他の目的には使用しないものとします。
- 2 この名簿に記載する役員等は、契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員及びその支店又は契約を締結する事務所の代表者を記載してください。
- 3 「住所欄」には住民票記載の住所を記入してください。
- 4 「年号欄」、「性別欄」には次のように記入してください。
年号…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 令和：R 性別…男：M 女：F
- 5 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
- 6 役員等が新たに就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

【参考：金沢市暴力団排除条例（抜粋）】

（本市の事務事業における措置）

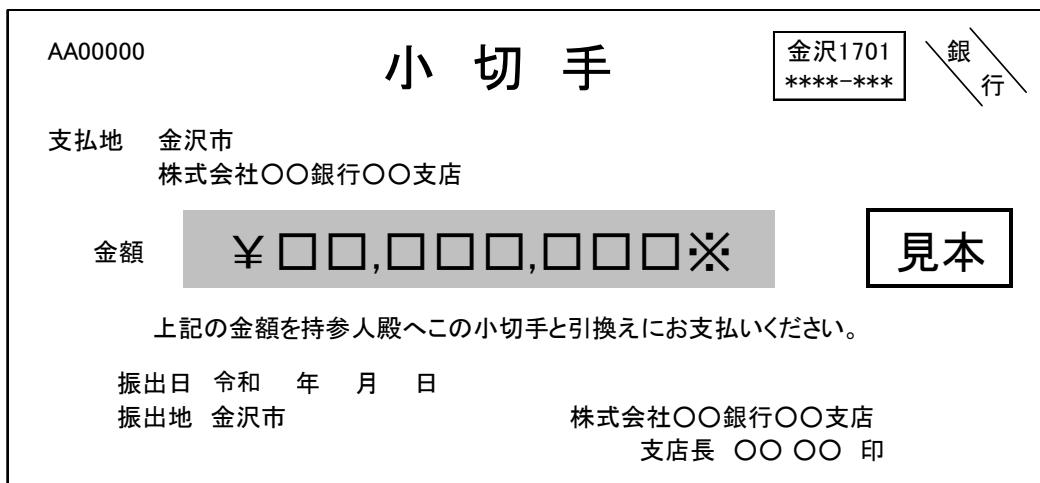
第6条 市は、公共工事その他の本市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の本市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

銀行振出小切手等について

入札保証金、契約保証金及び売買契約締結と同時に納付する売買代金残額は、現金のほか、銀行振出小切手や郵便普通為替証書でも支払うことができますので、高額の場合は事故防止のため、なるべく小切手等でお願いします。(300万円以内に限ります。)

1. 銀行小切手で支払われる場合は、次の条件を備えていることが必要です。

- (1) 銀行、信用金庫等の金融機関が振り出した小切手であること。
- (2) 金額は過不足のない同額面であること。
- (3) 振出日から1週間以内であること。



2. 郵便普通為替証書で支払われる場合は、次のような為替証書であることが必要です。

- (1) 払渡郵便局及び受取人を指定しないものであること。
- (2) 為替証書の券面額は、過不足のない同額面であること。

【見本】

入札保証金納付書

¥_____

ただし、○○号物件（ 金沢市○○町○丁目○○番○ ）
の入札保証金として

納付方法：現金・銀行振出小切手・郵便普通為替証書

証券の内訳	種類	支払地 銀行番号	番号	額面金額
	銀行振出小切手 郵便普通為替証書			

上記の保証金（担保）を納入します。

令和○○年○○月○○日

（宛先）金沢市長

（申込人又は代理人）

住所 金沢市広坂○丁目○○番○号

氏名 金沢 太郎

印

領収証書

上記の保証金（担保）の払渡しを受け、領収しました。

令和○○年○○月○○日

（宛先）金沢市長

（申込人又は代理人）

氏名 金沢 太郎

印

【見本】

入札保証金受領書

¥_____

金沢 太郎 様

ただし、〇〇号物件（ 金沢市〇〇町〇丁目〇〇番〇 ）
の入札保証金として、上記の保証金（担保）を受領しました。

納付方法：現金・銀行振出小切手・郵便普通為替証書

証券の内訳	種類	支払地 銀行番号	番号	額面金額
	銀行振出小切手 郵便普通為替証書			

令和〇〇年〇〇月〇〇日

金沢市現金取扱員

総務課 〇〇 〇〇 〇〇 印

見本

(※ 入札書は、入札当日、入札会場で配布します)

入 札 書

¥

・ —

ただし、

上記のとおり公告書、契約条項及び金沢市契約規則を守り入札いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 金沢市長

住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

(注1) 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所・氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

記載例

(本人が入札に参加する場合)

入 札 書

¥ **○○,○○○,○○○. -**

↑算用数字で記入

ただし、**○○号物件（金沢市○○町○丁目○○番○）**

↑希望物件を記入

上記のとおり公告書、契約条項及び金沢市契約規則を守り入札いたします。

令和○○年○○月○○日

↑入札執行日を記入

(宛先) 金沢市長

入札者	住 所	金沢市広坂○丁目○○番○号
	氏 名	金沢 太郎 <u>印※</u>
		<u>※入札参加申込書と同印</u>

代理人	住 所
	氏 名

(注1) 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所・氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

記載例

(代理人が入札に参加する場合)

入 札 書

¥ ○○, ○○○, ○○○. -

↑算用数字で記入

ただし、○○号物件（金沢市○○町○丁目○○番○）

↑希望物件を記入

上記のとおり公告書、契約条項及び金沢市契約規則を守り入札いたします。

令和○○年○○月○○日

↑入札執行日を記入

(宛先) 金沢市長

↓下記(注1)の注意を守って記入

住 所 金沢市広坂○丁目○○番○号

入札者

氏 名 金沢 太郎

代理人

住 所 金沢市大手町○○番○号

氏 名 金沢 一郎 印※

※委任状と同印

(注1) 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所・氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。